

大竹市まちづくり基本構想策定審議会について

1 大竹市まちづくり基本構想等について

本市におけるまちづくりに関する市の最も上位の計画である「第五次大竹市総合計画」（通称「わがまちプラン」）（計画期間：平成23年度～令和2年度）が、令和3年3月31日をもって終了します。

令和3年度からは、わがまちプランに代わる、新たなまちづくりの最上位計画として、「大竹市まちづくり基本構想」（以下「基本構想」といいます。）を策定します。基本構想は、期間を定めず、将来に渡って本市が実現したい「理想のまちのあり方」を示すものです。

また、基本構想に基づいて、令和3年度から令和6年度までの4年間のまちづくりの方向性を定めたものが「第1期大竹市まちづくり基本計画」（以下「基本計画」といいます。）であり、第1期基本計画がめざす方向性を「事業」という形で具体化したものが「第1期大竹市まちづくり基本計画実施計画」です。

2 大竹市まちづくり基本構想策定審議会について

（1）審議会及び委員の位置づけ

大竹市まちづくり基本構想等策定条例（令和2年大竹市条例第2号）に基づき、基本構想を策定するに当たっては、大竹市まちづくり基本構想策定審議会（以下「審議会」といいます。）を開催し、学識経験のある方や、市内で活動する様々な団体に所属する方、その他市長が認めた者などを委員として、基本構想についてのご意見を「答申」という形でいただくこととなっています。

審議会は、本市の「附属機関」であり、委員は市の「非常勤特別職」という位置づけです。

（2）委員の任期

市長が審議会に基本構想の案を諮問（提出）し、審議会から市長に答申（回答）するまでの期間が任期となります。

（3）委員の定数

20人以内（新型コロナウイルス感染防止の観点から10人で構成しています。）

（4）スケジュール（予定）

第1回会議 令和2年11月27日

第2回会議 12月上旬～中旬

第3回会議 1月上旬～中旬

※ 全3回を予定していますが、意見がまとまらないなどの場合、4回目以降を開催する場合があります。

※ 会議は、平日の夜を想定していますが、委員の皆様のご都合を伺った上で、土日開催なども検討します。

（5）報酬

会議出席1回につき7,200円

（6）その他

審議会の委員名・議事録は、市ホームページで公開します。（発言者名は伏せる予定です。）

（※設置・開催に関する根拠条例は裏面）

○大竹市まちづくり基本構想等策定条例（令和2年条例第2号）

（趣旨）

第1条 この条例は、まちづくり基本構想等の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）まちづくり基本構想 まちづくりの基本理念や市の将来像を示すものをいう。
- （2）基本計画 まちづくり基本構想を実現するための施策の体系や方向性を示すものをいう。
- （3）実施計画 基本計画を実施するための具体的な事業を示すものをいう。
- （4）まちづくり基本構想等 まちづくり基本構想、基本計画及び実施計画をいう。

（審議会への諮問）

第3条 市長は、まちづくり基本構想を策定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ、大竹市附属機関設置に関する条例（平成25年大竹市条例第26号）別表に規定する大竹市まちづくり基本構想策定審議会に諮問するものとする。

（議会の議決）

第4条 市長は、まちづくり基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

（基本計画及び実施計画の策定）

第5条 市長は、まちづくり基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

（公表）

第6条 市長は、まちづくり基本構想等を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

（まちづくり基本構想等との整合）

第7条 個別の行政分野における計画を策定し、又は変更するに当たっては、まちづくり基本構想等との整合を図るものとする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

○大竹市附属機関設置に関する条例（平成25年条例第26号）

（設置）

第2条 市が設置する附属機関の名称、担任する事務、委員の定数、委員の構成、委員の任期及び庶務担当は、別表のとおりとする。

別表（第2条関係）※抜粋

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当
市長	大竹市まちづくり基本構想策定審議会	大竹市まちづくり基本構想等策定条例（令和2年大竹市条例第2号）第3条に規定するまちづくり基本構想に関する調査審議	20人以内	（1）学識経験者 （2）市内で活動する団体を代表する者 （3）その他市長が必要と認めた者	諮問に係る答申まで	総務部